

建設リサイクル法受付チェック票

令和 3 年 4 月  
西尾市都市整備部建築課

届出書

1 提出者

発注者・自主施工者本人 代理者(委任状有り) 代行者(委任状無し)>

※発注者・自主施工者本人、代理者はその場で届出内容の訂正ができます。

2 届出先

西尾市長 愛知県知事>

※西尾市長宛の物件は下記の建築物の解体工事、愛知県知事宛はその他の工事になります。

木造:階数≤2 階建、床面積≤500 m <sup>2</sup> 、高さ≤13m、軒高さ≤9m
非木造:階数=平屋建、床面積≤200 m <sup>2</sup>
特殊建築物(建築基準法別表第 1):床面積≤200 m <sup>2</sup>

3 届出者

届出日 / 届出者氏名 フリガナ 郵便番号 電話番号 住所 押印 転居先

※届出者は発注者・自主施工者であり、元請業者等ではありません。

※届出者が法人の場合は商号又は名称及び代表者の氏名を記入してください。

4 工事の概要

工事の名称 工事の場所 工事の種類 工事の規模 請負・自主施工の別

※建設リサイクル法の届出が必要な工事規模は下記のとおりです。

建築物の解体工事	床面積	≥80 m <sup>2</sup>
建築物の新築・増築工事	床面積	≥500 m <sup>2</sup>
建築物の修繕・模様替	請負代金	≥1 億円
建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事※	請負代金	≥500 万円

※「建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事」の届出先は西三河建設事務所維持管理課です。

5 元請業者(届出書1の⑤で「請負」にレ点がある場合)

元請業者氏名 フリガナ 郵便番号 電話番号 住所 許可(登録)番号

※500 万円以上の建設工事(建築一式工事にあつては 1,500 万円以上又は述べ床面積 150 m<sup>2</sup>以上の木造住宅工事)を請け負う場合には建設業許可が必要です。

※許可証・登録証の写しとの整合性の確認が必要です。

6 対象建設工事の元請業者から法 12 条 1 項の規定による説明を受けた年月日(届出書1の⑤で「請負」にレ点がある場合)

※元請業者が発注者(届出者)に建設リサイクル法に関する届出の概要説明を行った年月日です。

7 分別解体等の計画等

※工事の種類に応じた別表が添付されていることが必要です。

8 工程の概要

※該当欄に記入のない場合は別添で工程表が必要です。

9 工事予定期間

着手日(届出日から 7 日経過日以降の日付) 完了日

別表

1 備考

運び込む再資源化施設が決まっている(施設名を記入) 決まっていない(“未定”と記入)>

2 記載漏れ

記入欄に漏れなく記載がされている。

添付図書

付近見取図

設計図 又は 写真

新築工事	設計図(配置図及び立面図 又は 基準階平面図:A4 版)
解体工事	写真 2 面(全景×2、遠景+近景 又は 全景+内部:サビズ版)
増築工事	設計図及び写真
土木等工事	工事の種類に応じて、その全体がわかる適切な設計図 又は 写真

工程表(届出書5の工程の概要欄に書ききれない場合)

※工事着手日が別表と同じ日付になります。

建設業法第 3 条第 1 項の許可証 又は 解体工事業登録証明書の写し

委任状(届出書の提出を代理者が行う場合)

綴り方

右の順番で綴られている

